

2020年2月14日

株主及び債権者 各位

## 吸収合併公告

東京都中央区京橋一丁目7番1号  
戸田建設株式会社  
代表取締役社長 今井 雅則

当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社日新ライフ（本店所在地：東京都中央区京橋一丁目7番1号）、及びその完全子会社である株式会社櫻橋商会（本店所在地：東京都中央区京橋一丁目7番1号）の両社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決議しました。

これにより、効力発生日をもって当社が株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会の権利義務全部を承継して、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会は解散することとなりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項に規定する簡易合併、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会は会社法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、存続会社及び消滅会社における合併契約に関する株主総会の承認を得ずに本合併を決定しております。

また、当社は株式会社日新ライフの全株式を、株式会社日新ライフは株式会社櫻橋商会の全株式を所有しておりますので、本合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はございません。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日より2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より1ヵ月以内に、その旨をお申し出ください。
3. 本合併当事会社の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
当社：金融商品取引法による有価証券報告書を提出済み  
株式会社日新ライフ：官報 令和元年6月21日付 81頁（号外第45号）  
株式会社櫻橋商会：官報 令和元年6月21日付 81頁（号外第45号）

以上

## 公告中断についての追加公告

1. 公告中断日時  
2020年3月16日 午前8時2分から午後1時56分まで
2. 公告中断事由  
公告掲載期間において、サーバーの不具合により公告の中断が生じました。

以上